

大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例による教育について

社会人学生に対して、大学院での学修を容易とするために「大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例制度」があります。

1. 医薬保健学総合研究科保健学専攻は14条特例適用者に対しては、6限目、7限目の時間帯で講義を行っています。

6限目 18時10分から19時40分

7限目 19時50分から21時20分

2. 授業科目によっては集中講義も行われます。
3. 14条特例適用者は、上記の授業形態で行われる講義に出席できます。
4. 14条特例適用者で、上記以外の授業形態を希望する場合は、指導教員に相談してください。ただし、希望どおりの授業形態とならない場合もあります。この場合は、修業期間は2年を超えることがあります。

長期履修制度について

医薬保健学総合研究科保健学専攻は、職業を有している等の事情により、標準の修業年限で修了することが困難な学生を対象に、修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することにより学位を取得することができる「長期履修制度」を導入しています。

詳しくは、指導(予定)教員又は保健学支援課保健学務係(TEL076-265-2515)にお問い合わせください。